

STOP! 不正行為

OUT!

研究活動上の不正行為防止のために

昨今、研究活動上の不正行為が社会的な問題となっています。愛知学院大学では、不正行為を防止することを目的に、本リーフレットを作成しました。研究にあたっては本リーフレットの内容を十分に理解されたうえで、公正な研究活動を行ってください。

研究活動上の不正行為

OUT! ① ねつ造

存在しないデータや研究結果等を作成すること

OUT! ② 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データまたは研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

OUT! ③ 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語(当該研究者特定の用語に限る)を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること

OUT! ④ 不適切なオーサiership

(著者名の水増し、意図的な著者名の削除など)

OUT! ⑤ 二重投稿

OUT! ⑥ 人権等の侵害

※①～③の不正行為は、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」で「特定不正行為」とされています。

※不正行為の具体的事案は以下を参考にしてください。

文部科学省ホームページ内「研究活動における不正事案について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

不正行為を行った場合の罰則

配分機関による競争的資金に関する研究への応募資格の制限

研究当初から不正行為を意図するなど、特に悪質の場合	10年
不正行為のあった論文等の責任を負う著者で社会的影響が大きい、もしくは悪質性が高い場合	5～7年
不正行為のあった論文等の責任を負う著者で社会的影響が小さい、もしくは悪質性が低い場合	3～5年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった論文等の責任を負う著者で、社会的影響が大きい、もしくは悪質性が高い場合	2～3年

※学内においても学内規程等により処分の対象となります。責任著者以外の共著者も応募資格が制限されます。また、場合によっては自ら行った不正行為の事案が文部科学省のHPIに公開されます。不正行為が行われ競争的資金の返還命令があった場合は、不正を行った研究者自身に研究費を自費で返還していただけます。

研究者の責務

研究を行う際は、研究分野毎のルールに則り、その過程を実験ノート等の形で記録に残してください。

研究者は以下のとおり研究データを一定期間保存し、必要な場合、開示しなければなりません。

保存対象	保存期間
資料(実験ノート・数値データ・画像など) 原則、当該論文等の発表後	10年
試料(実験試料・標本)、装置 原則、当該論文等の発表後	5年

※研究データの特性上、保存が困難な場合や、国や学会等で特段の定めがある場合は、この限りではありません。

※本学を退職する際は、以後の自らの所在を所属する学部事務室に届け出、各部署が追跡できるようにしてください。

研究倫理教育

全ての専任教員および公的研究に関わる方は、愛知学院大学指定の研究倫理教育を受講してください。詳細は研究支援課までお問い合わせください。

相談・告発窓口

秘書庶務課／総務課

Tel 052-751-2561／0561-73-1111

第三者機関窓口：スピカ法律事務所

E-mail secretariat@spica-law.jp

参考

学内関連規程

愛知学院大学における研究者等の行動規範

<http://shien-c.agu.ac.jp/html/common/data/policy/research1.pdf>

愛知学院大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

<http://shien-c.agu.ac.jp/html/common/data/policy/research-rule.pdf>

文部科学省ガイドライン

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf

本リーフレットに関するお問い合わせ先

愛知学院大学大学事務局研究支援部研究支援課

HP <http://shien-c.agu.ac.jp/>

STOP! 不正使用

OUT!

研究費の不正使用防止のために

昨今、公的研究費の研究による不正使用が社会的な問題となっています。愛知学院大学では、不正使用を防止することを目的に、本リーフレットを作成しました。研究にあたっては本リーフレットの内容を十分に理解されたうえで、適切な使用を行ってください。

研究費の不正使用(禁止事項)

OUT! ① 預け金

架空取引により本学に代金を支払わせ、これを取引業者等に管理させること

例：実態を伴わない印刷物の発注を行い、架空請求により大学から業者に支払われた補助金を預け金として業者に管理させていた。

OUT! ② カラ出張

実態の伴わない出張旅費を本学に支払わせること

例：出張を変更・中止したのにその届出を行わず、不正に旅費を受領する。

OUT! ③ カラ謝金

実態の伴わない作業謝金を本学に支払わせること

例：実際には勤務していない作業時間を出勤簿等に記載して請求し、不正に研究費を本学に支出させる。

※以下の事例も、禁止されている事項です。

- 研究課題Aでのみ使用する物品の費用を、研究課題Bの研究費から支出する。【目的外使用の禁止】
- 公的研究費の研究に、応募・受給資格がない研究者等が公的研究費の応募・交付申請を行い、不正に公的研究費を受給する。【虚偽の申請(書類作成)による不正使用の禁止】

※不正使用の具体的な事案は以下を参考にしてください。

文部科学省ホームページ内

「研究機関における不正使用事案及び不正受給事案について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364866.htm

不正使用を行った場合の罰則

配分機関による競争的資金に関する研究への応募資格の制限

私的流用	10年
私的流用以外の不正使用	1～5年
不正受給	5年
善管注意義務(自ら不正使用に関与していなくても、競争的資金の管理責任者としての職務を全うしなければならない義務)違反	最大2年

※学内においても学内規程等により処分の対象となります。共謀者も応募資格が制限される場合があります。また、場合によっては自ら行った不正行為の事案が文部科学省のHPに公開されます。不正使用が行われ競争的資金の返還命令があった場合は、不正を行った研究者自身に研究費を自費で返還していただきます。

コンプライアンス教育

全ての専任教員および公的研究費の研究に関わる方は、愛知学院大学指定のコンプライアンス教育を受講してください。

詳細は研究支援課までお問い合わせください。

相談窓口

研究支援課または各学部事務室

通報窓口

秘書庶務課／総務課

Tel 052-751-2561 / 0561-73-1111

第三者機関窓口：スピカ法律事務所

E-mail secretariat@spica-law.jp

責任体系

最高管理責任者 理事長

統括管理責任者 理事1名

コンプライアンス推進責任者 学長、学院事務局長

コンプライアンス推進副責任者 大学事務局長、学部・研究科等の所属長

参考

学内関連規程

学校法人愛知学院における公的研究費等の取扱規程

<http://www.aichi-gakuin.jp/compliance/pdf/koutekikitei.pdf>

学校法人愛知学院における公的研究費等の不正防止計画

<http://www.aichi-gakuin.jp/compliance/pdf/koutekikeikaku.pdf>

文部科学省ガイドライン

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf

本リーフレットに関するお問い合わせ先

愛知学院大学大学事務局研究支援部研究支援課

HP <http://shien-c.agu.ac.jp/>

なお、研究費の使用方法について個々にご質問がある場合は所属する学部事務室にお問い合わせください。